

伊万里市耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年国官会第2317号。以下「国要綱」という。)の規定に基づき、住宅・建築物の耐震改修事業を実施する市内にある既存建築物等の所有者等に、予算の範囲内において住宅・建築物耐震改修の費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則(平成9年規則第9号以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 伊万里市耐震診断等事業費補助金交付要綱(平成29年告示第40号)第2条第1項に定める方法に基づき行うものをいう。
- (2) 耐震改修事業 耐震改修促進計画に基づき実施する国要綱「付属編Ⅱ編第1章イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業」に定める住宅・建築物及びブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業をいう。
- (3) 耐震化基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に規定する構造耐震指標が、次に掲げる区分に応じ、それぞれの要件を満たすことをいう。
 - ア 木造の場合 構造耐震指標 I_w 値が1.0以上であること。
 - イ 非木造の場合 構造耐震指標 I_s 値が0.6以上であること。
 - ウ ブロック塀等の場合 除却を行うこと。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅であって既存耐震不適格建築物をいい、店舗等の用途

を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のものに限る。）を含む。

(5) 避難所 市の地域防災計画に位置付けられた地区公民館などの民間所有の避難所であって既存耐震不適格建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物をいう。)をいう。

(6) 防災拠点建築物 法第5条第3項第1号に掲げる既存耐震不適格建築物をいう。

(7) 多数利用建築物 法第14条第1号及び第3号に該当する建築物並びに耐震診断の必要があるものとして市が定めた耐震改修促進計画に位置付けている建築物をいう。ただし、第4号から前号までに該当するものを除く。

(8) 建築物等の所有者等 建築物及びブロック塀等の所有者又は当該所有者に代わり耐震改修に要する経費を負担する親族等で、市長が所有者に準ずると認めるものをいう。

(9) 判定委員会 「既存建築物耐震診断改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している団体(「耐震判定委員会設置登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会)をいう。

(10) 既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。

(11) ブロック塀等 避難路の閉鎖により避難・救急活動の妨げになる道路(私道を除く。)に接する、組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む)をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 建築物等の所有者等は、自己又は自社の役員等が、伊万里市暴力団排除条例(平

成 2 4 年条例第 1 号) 第 2 条第 1 項から第 5 項のいずれにも該当するものであってはならない。

- 3 建築物等の所有者等は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 建築物等の所有者等は、市税等の滞納があってはならない。
- 5 住宅・建築物及びブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業の補助金交付は、1 回限りとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修事業を受けようとする建築物又はブロック塀等の位置図・平面図
- (2) 建築確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類（ブロック塀等を除く）
- (3) 建築物又はブロック塀等の所有者等が確認できる書類
- (4) 前条第 2 項及び第 3 項に該当しない旨の誓約書
- (5) 市税等の滞納がないことが分かる書類
- (6) 耐震診断の結果報告書（ただし、ブロック塀等については平成 3 0 年 6 月 2 1 日付国住指第 1 1 3 0 号で通知された、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検票）
- (7) 耐震改修事業後の耐震性能について記載された書類の写し（ブロック塀等を除く。）（判定委員会の評価を受けた者に限る。以下「改修計画」という。）。ただし、木造住宅については耐震補強計画書（建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」により確かめたものをいう。）とする。
- (8) 設計図書（判定委員会の評価を受けた際、提出したもの。ただし、木造住宅については配置図、平面図及び立面図とする。）なお、建替え又は除却の計画にあっては、建替え又は除却の設計図書とする。

(9) 耐震改修事業（建替え又は除却の計画にあっては、建替え又は除却の工事）に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

(11) 建築物又はブロック塀等の外観写真

2 建築物等の所有者等は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(6) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。

- (7) 建築物等の所有者等は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 耐震改修事業を実施した建築物等の所有者等（ブロック塀等は除く。）は、住宅・建築物の耐震化に向けたアンケート調査、工事期間中における耐震改修PR看板等の設置、耐震改修前後の写真提供等に協力すること。
- (9) 規則第8条第1項各号又は規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

（決定の通知）

第6条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

（補助事業の変更）

第7条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第3号のとおりとし、第4条第1項各号に掲げる書類のうち変更があるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第4号のとおりとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第5号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 改修計画に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類（ブロック塀等を除く。）
- (3) 耐震改修事業の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (4) 耐震改修事業に要した費用（工事費内訳等）の領収書（請求書）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした建築物等の所有者等は、

前項に規定する実績報告書を提出する際に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して提出しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした建築物等の所有者等は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その額（減額して申請し、又は報告した場合にあっては、その額のうち減額して申請し、又は報告した額を上回る部分の金額）を伊万里市耐震改修事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第7号のとおりとする。

（補助金の交付）

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

（補助金の返還）

第11条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、様式第9号のとおりとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成29年告示第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和８年告示第１１号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和８年告示第１７９号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象建築物	補助対象経費	補助率等
避難所、防災拠点建築物、多数利用建築物	建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業のうち建築物の耐震改修工事に係る経費（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。）	補助対象経費の23%以内 （644千円を限度とする。）
住宅	建築物の耐震補強設計及び耐震改修又は建替えに関する事業のうち建築物の耐震改修工事に係る経費（建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。）	補助対象経費の4／5以内 （1,150千円を限度とする。）
ブロック塀等	国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ－16－（12）－①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる事業のうち、第14項に掲げる経費（10,000円/mに除却を行うブロック塀等の総延長（m）を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の2／3以内 （200千円を限度とする。）